

京都市消防局訓令乙第13号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市消防局長 荒 木 俊 晴

第18条の表警防班の項中「警防課長」を「消防課長」に、同表予防調査班の項中「予防課長」を「消防課長（警防班長兼務）又は休日の警防統括課長」に、同表区災害対策本部班の項中「警防課長（警防班長兼務）」を「総務課長（支援班長兼務）」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)